

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>本巢市は、児童手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	なし

評価実施機関名
本巢市長

公表日
令和8年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、18歳に到達した最初の3月31日までの児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。</p> <p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認②所得情報の照会、支給額の判定③年金情報の照会、児童手当拠出金事務④サービス検索・電子申請機能 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	総合行政システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービスの検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当システムファイル、統合宛名システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番56 番号法別表第一の主務省令第44
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二項番26、30、74、75、87 番号法別表第二の主務省令第19、40、44
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉支援課
②所属長の役職名	健康福祉部福祉支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	本巢市 健康福祉部 福祉支援課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7752
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本巢市 健康福祉部 福祉支援課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7752
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報が含まれる書類については、個人情報に配慮し、溶解破棄を行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"><選択肢></div> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>対象者からの申請及び同意に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。</p> <p>また、システムへの入力にあたっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②所属長	林 美好	安藤 恵司	事後	
平成28年9月1日	I-3-個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番56	番号法第9条第1項、別表第一項番56 番号法別表第一の主務省令第44	事後	
平成28年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番74、75	番号法第19条第7号、別表第二項番26、30、74、75、87番号法別表第二の主務省令第19、40、44	事後	
平成28年9月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成29年5月31日	I-1-②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。</p> <p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。</p> <p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 ④サービス検索・電子申請機能</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
平成29年5月31日	I-1-③システムの名称	児童手当（総合行政）、統合宛名システム、中間サーバー	児童手当（総合行政）、統合宛名システム、中間サーバー、サービスの検索・電子申請機能	事後	
平成29年5月31日	II-1-いつの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年5月31日	II-2-いつの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長	安藤 恵司	瀬川 清泰	事後	
令和1年6月1日	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)の様式変更	平成30年4月1日時点	令和元年5月31日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市健康福祉部子ども大切課 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753	事後	
令和1年6月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市健康福祉部子ども大切課 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753	事後	
令和1年6月1日	II-1いつの時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II-2いつの時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更
令和2年4月1日	I-5-①部署	健康福祉部子ども大切課	健康福祉部福祉敬愛課	事後	
令和2年4月1日	I-5-②所属長	瀬川 清泰	健康福祉部福祉敬愛課長	事後	
令和2年4月1日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	本巢市健康福祉部子ども大切課 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753	本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7752	事後	
令和2年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巢市健康福祉部子ども大切課 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753	本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7752	事後	
令和2年4月1日	II-1いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II-2いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	II-1いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II-2いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-①部署	健康福祉部福祉敬愛課	健康福祉部福祉支援課	事後	
令和6年8月9日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	健康福祉部福祉敬愛課長	健康福祉部福祉支援課長	事後	
令和6年8月9日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求	本巣市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巣市下真桑1000番地 058-323-7752	本巣市 健康福祉部 福祉支援課 〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地 058-323-7752	事後	
令和6年8月9日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巣市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巣市下真桑1000番地 058-323-7752	本巣市 健康福祉部 福祉支援課 〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地 058-323-7752	事後	
令和7年3月27日	I-1-②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。</p> <p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 ④サービス検索・電子申請機能</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>児童手当法に基づき、18歳に到達した最初の3月31日までの児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。</p> <p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 ④サービス検索・電子申請機能</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和7年3月27日	I-1-③システムの名称	児童手当(総合行政)、統合宛名システム、中間サーバー、サービスの検索・電子申請機能	児童手当システム(総合行政)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービスの検索・電子申請機能	事後	
令和7年3月27日	I-2特定個人情報ファイル名	児童手当ファイル、統合宛名ファイル	児童手当システムファイル、統合宛名システムファイル	事後	
令和7年3月27日	II-1いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和7年3月27日時点	事後	
令和7年3月27日	II-2いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和7年3月27日時点	事後	
令和7年3月27日	II-1いつの時点の計数か	令和7年3月27日時点	令和8年3月27日時点	事後	
令和7年3月27日	II-2いつの時点の計数か	令和7年3月27日時点	令和8年3月27日時点	事後	